



# 熊本県公報

第13049号  
令和3年(2021年)  
8月3日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

|  |         |   |
|--|---------|---|
| ○保安林の指定に関する予定                          | (森林保全課) | 1 |
| ○道路の位置の指定                              | (建築課)   | 1 |
| ○道路の位置の指定                              | ( 〃 )   | 2 |
| ○道路の位置の指定                              | ( 〃 )   | 2 |
| ○大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る公聴会の開催 | (都市計画課) | 2 |
| ○公共測量の実施                               | (監理課)   | 3 |
| ○公共測量の実施                               | ( 〃 )   | 3 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                 | (建築課)   | 3 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了                 | ( 〃 )   | 4 |

## 告 示

### 熊本県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和3年（2021年）8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市西間上町字尾立2121番、西間下町字山ノ神1337番、1344番13、1344番20から1344番23まで、1350番、1351番、1364番、1368番、1377番から1379番まで、1381番、1382番、1384番、1385番、1390番、1392番3、字白江1395番、字水洗1430番<sup>かん</sup>28、1430番64
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 熊本県公告第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
令和3年（2021年）8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字滝川1651番地1
- 2 築造者の氏名 有限会社ウエダホーム
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字馬場406番9
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.01メートルまで
- 5 道路の延長 38.69メートル
- 6 指定年月日 令和3年（2021年）7月19日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第48号

**熊本県公告第535号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和3年（2021年）8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市野間口338番地1
- 2 築造者の氏名 コーエイ株式会社
- 3 道路の位置 菊池市西寺字上竹下831番4
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 43.96メートル
- 6 指定年月日 令和3年（2021年）7月19日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第108号

**熊本県公告第536号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和3年（2021年）8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺173番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社かずやハウジング
- 3 道路の位置 玉名市玉名字坂本1785番4及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 52.00メートル
- 6 指定年月日 令和3年（2021年）7月19日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第109号

**熊本県公告第537号**

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

令和3年（2021年）8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時  
令和3年（2021年）9月1日（水）午後7時から午後9時まで  
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所  
菊池郡大津町大字引水62  
大津町生涯学習センター文化ホール
- 3 意見を求める都市計画の原案  
大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（原案）のとおり（当該原案の添付は省略し、令和3年（2021年）8月13日（金）から令和3年（2021年）8月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）熊本県県北広域本部土木部技術管理課、熊本県土木部道路都市局都市計画課及び大津町都市整備部都市計画課において閲覧に供する。）
- 4 公述の申出について  
大津都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。  
（1）持参により提出する場合  
令和3年（2021年）8月27日（金）午後5時15分までに熊本県県北広域本部土木部技術管理課、熊本県土木部道路都市局都市計画課又は大津町都市整備部都市計画課に提出すること。  
（2）郵送又は電子メールにより提出する場合  
令和3年（2021年）8月27日（金）午後5時15分必着で、熊本県県北広域本部土木部技術管理課まで提出すること。  
〒861-1331 菊池市隈府1272-10  
e-mail: hokudogikan25@pref.kumamoto.lg.jp
- 5 公述人の選定について  
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。  
なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合又は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から必要と認める場合は、入場を制限することがある。

7 公聴会に関する問合せ先

熊本県県北広域本部土木部技術管理課 電話：0968-25-2165  
FAX：0968-25-4219

(別記様式)

|   |
|---|
| 令和3年(2021年)8月 日<br><br>熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様<br><br>公述申出人<br>住所<br>氏名<br>年齢<br>職業<br>電話番号<br><br>公 述 申 出 書<br><br>私は、令和3年(2021年)9月1日に開催される大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し上げます。<br>記<br>意見の要旨及び理由(別紙可) |
|---|

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

※ 記載内容(住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由)に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

**熊本県公告第538号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類      | 作 業 期 間                                  | 作 業 地 域                 |
|--------------|--|-------------------------|
| 公共測量(空中写真測量) | 令和3年(2021年)8月2日から<br>令和3年(2021年)12月15日まで | 宇城市亀松地区、豊福南部地区、出村・宇土割地区 |

**熊本県公告第539号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により相良村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類       | 作 業 期 間                                   | 作 業 地 域      |
|---------------|---|--------------|
| 公共測量(2級基準点測量) | 令和3年(2021年)7月26日から<br>令和3年(2021年)10月31日まで | 球磨郡相良村大字柳瀬地内 |

**熊本県公告第540号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年（2021年）8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島字北鶴1769番1、同1769番2、同1769番3、同1769番4、同1769番5、同1769番6、同1769番7、同1769番9、同1770番2、同1770番4、同1780番2及び1781番2  
422.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2727番地1B-403号  
四元 政治

**熊本県公告第541号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年（2021年）8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市野原字前田1716番1、同1717番2、同1719番1、同1720番1、同1722番1、同1723番1、同1724番1、同1724番2、同1725番及び同1726番  
2,960.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン・イレブン・ジャパン